

教員分野に係る大学等の設置又は収容定員増 に関する抑制方針の取扱いについて

(報 告)

平成17年3月25日

教員養成系学部等の入学定員の在り方
に関する調査研究協力者会議

< 目 次 >

はじめに	1 頁
1 . 教員分野の抑制方針をめぐる動向	3 頁
(1) 教員養成制度と教員養成大学・学部等	3 頁
(2) 抑制方針に係る経緯	3 頁
(3) 国立の教員養成大学・学部における教員養成規模の推移 ...	4 頁
(4) 高等教育における国の役割の見直し等	5 頁
(5) 教員需要の現状等	5 頁
2 . 教員分野における抑制方針の撤廃	7 頁
(1) 基本的な考え方	7 頁
(2) 抑制方針を撤廃することで期待される効果	7 頁
(3) 抑制方針撤廃後の国の役割	7 頁
(4) 各都道府県・指定都市教育委員会への要望	8 頁
(5) 抑制方針撤廃後の留意点等	8 頁
(ア) 基本認識	8 頁
(イ) 国公私立を通じた大学全体	8 頁
(ウ) 国立の教員養成大学・学部	9 頁
(エ) 評価体制の充実	9 頁
資料目次	1 1 頁
【参考資料】	1 3 頁
【基礎データ】	2 3 頁
【参考】	3 9 頁

はじめに

平成17(2005)年1月28日に中央教育審議会から答申された「我が国の高等教育の将来像」において、平成15(2003)年度以降、基本的には撤廃された大学等の設置又は収容定員増に関する抑制方針の例外として残されている教員分野の取扱いについて、「必要に応じて個別に検討を加えていく必要がある」とされた。

この答申を受け、本協力者会議は、今後の教員分野の抑制方針の在り方について、人材需給見通しを含め教員養成を取り巻く昨今の状況を見極めながら、本抑制方針の必要性等について具体的検討を行い、このたび、その検討結果を取りまとめた。

今後、本報告に沿って、文部科学省において必要な措置を講じるとともに、各大学において資質の高い教員を養成するための取組みを一層進めるに当たっての参考となることを念願している。

1 . 教員分野の抑制方針をめぐる動向

(1) 教員養成制度と教員養成大学・学部等

我が国の教員養成は大学で行うことを基本とし、また、幅広い視野と高度な専門的知識を兼ね備えた人材を広く教育界に求めるため、教員養成学部だけではなく、一般学部においても一定の要件を満たし、課程認定を受けることにより教員を養成することができる、いわゆる「開放制の教員養成」を原則としている。

すなわち、国立の教員養成大学・学部、私立の教員養成学部、さらには国公立大学の学部・学科で課程認定を受けたものが、それぞれの特色を活かしながら教員養成を行っている。

この中において、初等中等教育に係る国の責任にかんがみ、安定的に質の高い教員を一定数養成する観点から、教員養成においては国立の教員養成大学・学部が設置され、初等中等教育分野の教員養成について主要な役割を果たしている。

【 参 考 】

公立学校教員採用者の学歴別内訳を見ると、抑制方針の対象となる教員養成の多数を占める国立の教員養成大学・学部の占める比率は、入学定員の計画的な削減の影響などもあり、最も比率の高い小学校教員でも低下傾向が見られ、教員分野に係る抑制方針が実施されて間もない昭和63(1988)年度の68%から平成16(2004)年度には47%となっている。

一方、教員養成大学・学部以外の一般大学・学部出身者の同比率は上昇しており、昭和63(1988)年度の25%から平成16(2004)年度には44%となっている。

(2) 抑制方針に係る経緯

戦後の我が国の高等教育政策は、高度経済成長等を背景とした高等教育人口の急速な拡大期の後、昭和50年代以降は、量的な拡大より質的な充実に努めるとの観点から、国がいわゆる「高等教育計画」を策定し、国公立を通じて大学等の新增設については原則として抑制的に対応することとされた。その後、第2次ベビーブームによる18歳人口の急増期対応の措置は講じられたが、基本的には大学等の新增設の抑制基調は30年近くにわたり継続された。

このような状況の中，教員分野については，昭和59(1984)年6月の大学設置審議会大学設置計画分科会報告「昭和61年度以降の高等教育の計画的整備について」において，おおむね必要とされる整備が達成されているとして，その拡大は予定しないこととされた。

平成13(2001)年12月の総合規制改革会議の答申において，それまでの大学・学部設置又は収容定員増に係る認可に対する抑制方針を見直すべきであるとされた。

さらに，平成14(2002)年8月の中央教育審議会答申「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」において，この抑制方針の撤廃が提言されたことを踏まえ，平成15(2003)年度以降は，大学が社会のニーズや学問の発展に柔軟に対応でき，また，大学間の自由な競争を促進するため，抑制方針は基本的には撤廃された。

しかし，教員分野については，政策展開に密接な関連を有するものであるため，設置認可制度の改善のみの観点からこの取扱いを変更することは困難であったことから，その例外とされて今日に至っている。

(3) 国立の教員養成大学・学部における教員養成規模の推移

昭和41(1966)年度から昭和55(1980)年度にかけて，第2次ベビーブームに伴う児童生徒の急増への対応等のため，約5千人の入学定員の増が行われ約2万人となった。

その後，教員就職率の低下に伴い，昭和62(1987)年度から教員養成課程の一部について，教員以外の職業分野の人材や高い教養と柔軟な思考力を身に付けた人材を養成することを目的とした課程（新課程）への改組が行われ，その結果，約2万人であった教員養成課程の入学定員が平成9(1997)年度には約1万5千人となった。

さらに，政府の財政構造改革の方針〔平成9(1997)年6月閣議決定〕の趣旨や少子化の影響を受け，平成10(1998)年度から平成12(2000)年度までの3年間で教員養成課程全体の入学定員は約5千人削減され，現在約1万人となっている。

一方，新課程には，例えば，生涯学習課程，情報教育課程，芸術文化課程などがあり，現在の入学定員は約6千人に達しており，教員養成課程と合わせた当該教員養成大学・学部の入学定員の総数は約1万6千人となっている。

(4) 高等教育における国の役割の見直し等

平成17(2005)年1月の中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」においては、「今後は、高等教育の将来像といったものが提示され、各高等教育機関・学生個人・各企業・地方公共団体等がそれぞれの行動を戦略的に選択する中で、高等教育の規模や配置等が決まり、必要に応じて将来像が見直されるというシステムへと転換することが不可避」とされ、「高等教育計画の策定と各種規制」の時代から「将来像の提示と政策誘導」の時代へと移行すべきであると提言された。

このような国の役割に関する基本的な考え方を踏まえ、同答申は、抑制方針が維持されている教員分野を含む5分野について、人材需給見通し等の政策的要請を十分に見極めながら抑制の必要性、程度や具体的方策について、必要に応じて個別に検討を加えていく必要があると指摘した。

また、大学の質の保証の観点から、従来、教育研究組織の設置については、厳格な設置認可及びその審査が実施され、教員養成課程についても開設科目や配置すべき担当教員等について設置基準に加えて詳細な審査内規等が設けられていた。

しかし、平成15(2003)年度以降、事前規制から事後チェックへという流れの中で、大学設置に関する抑制方針の原則撤廃、大学設置認可の準則主義化、認証評価制度の導入などにより、教員養成課程に関しても教育職員免許法に基づく課程認定に係る規制を除き、基本的には、大学が自らの判断により教育研究組織を柔軟に設計できることとなった。

さらに、大学設置基準の講座制や学科目制に関する規定を削除する方向性が出されたことにより、教員組織についても、各大学において教育研究上の責任を明確にしつつ、より自由に設計できるようになると考えられる。

(5) 教員需要の現状等

現在の全国的な公立小・中学校の年齢別の教員構成を見ると、平成17(2005)年3月現在で60歳の教員数が約8千人であったものが、徐々に多くなっており、56歳は約1万5千人、46歳では約2万5千人と最大となり、その後は少なくなっている。

このような年齢別の教員構成が将来の各年度ごとの教員需要に大きな影響を及ぼすと考えられる。

特に大都市圏を中心とした一部の地域では、平成12(2000)年度から平成16(2004)年度にかけて公立学校教員の採用者数が急増してきているため、都道府県・指定都市教育委員会によっては、より質の高い教員の確保が困難になってきている実情に基づく今後に対する切実な危機感から、大学における教員の養成規模の拡大について強い要望が出されている。

また、児童生徒数については、全国的な年齢別人口統計を見る限り、中学生以下の年齢に相当する15歳までの人口はほぼ横ばいであり、当面は、従前のように急激な少子化が進展して教員の採用減につながるということにはなりにくいものと考えられる。

他方、全国的な教員需要は、将来の児童生徒数や退職者数の動向、都道府県・指定都市における少人数学級編制の推進状況等によって変動すると考えられる。

また、質の高い教員を採用するためには毎年一定数の採用枠を確保することが不可欠であることから、県・指定都市教育委員会によっては、退職者補充の一部を正規採用以外の臨時的な採用とすることにより各年度ごとの正規採用者数の平準化を図っている。さらに、教職員定数に係る制度改正を契機に、都道府県・指定都市教育委員会において、教育内容の豊富化、改善のため、常勤教員とともに、非常勤講師を採用することも増えている。

以上を踏まえると、中長期にわたる教員需要の予測について精緻な見通しを示すことは困難な面があるが、文部科学省が都道府県教育委員会を対象に実施した公立学校教員採用見込み者数の調査結果によると、平成17(2005)年度以降の向こう5年間に限った予測においても公立学校全体の教員採用見込み数は、全体で約2万1千人から約2万4千人(うち、小中学校教員については、約1万6千人から約1万8千人)となっており、地域によっては減少傾向のところもあるが、大都市圏を中心とした大幅な増加に伴い全体として増加傾向にあると判断することができる。

その後も退職者数の大幅な増加等に伴い、ここしばらくは、教員需要は増加、あるいは現状と比較して高い水準で推移していくものと考えられる。

2. 教員分野における抑制方針の撤廃

(1) 基本的な考え方

以上、高等教育における今後の国の役割が「高等教育計画の策定と各種規制」から「将来像の提示と政策誘導」へ移行していくという流れや、教員需要に関し、全国的に見て今後増加傾向となることが見込まれること、かつ一部地域では既に教員採用者数が急増している現状などを考慮し、教員分野に係る大学・学部等の設置又は収容定員増の抑制方針については、この際撤廃することが適当である。

国においては、平成17(2005)年度の教員養成に係る大学等の設置又は収容定員増に係る申請分〔平成18(2006)年4月入学(編入学)〕から各大学が対応できるよう所要の措置を講じる必要がある。

(2) 抑制方針を撤廃することで期待される効果

一部地域において急速に高まっている教員需要増などにも対応した柔軟な収容定員の設定が可能となる。

各大学の判断により、教員養成課程と新課程とを適切に組み合わせ、あるいは教員養成分野と関連分野との教育内容を併せ持つ中間的な教育研究組織を設置するなどにより、当該教員養成大学・学部全体として、教員養成体制の充実を含め、地域のニーズに応える学校教育関係人材の育成を柔軟に実施することができる機能を強化することが可能となる。

国公私立を通じた自由な競争的環境が醸成されることにより、各大学が、入学者受入方針の明確化、教育内容の改善・充実、厳格な成績管理等を通じ、教員養成の質を高めていくための特色ある取組みの促進が期待される。

(3) 抑制方針撤廃後の国の役割

国の役割が「高等教育計画の策定と各種規制」から「将来像の提示と政策誘導」へと移行していくことを踏まえつつ、安定的に質の高い教員を確保していくための政策的な取組みをより積極的に進めていくことが重要である。

優れた資質能力を有する教員の養成に取り組む大学への支援施策の一層の充実を図るべきである。

年齢別の教員構成や児童生徒数の推移等から推計される都道府県ごとの教員需要の見通しなど，国として，各大学が教員採用の動向を見極める上で必要となるデータ等を的確に把握して情報提供を行うよう努めるべきである。

(4) 各都道府県・指定都市教育委員会への要望

常に安定した教員採用数が見込まれることが，教員を目指す学生等にとって，教員養成大学・学部へ進学したり，あるいは一般大学に進学した後に教職課程を履修しようとする大きな動機付けにつながるものでもあることから，当該都道府県・指定都市教育委員会における将来の採用見込み者数の見通しや採用方針について，できるだけ中長期的なものが継続的に広く情報提供されることが期待される。

(5) 抑制方針撤廃後の留意点等

抑制方針の撤廃に当たっては，以下の点についての留意等が必要である。

(ア) 基本認識

- ・ 教員分野の抑制方針を撤廃することは，国公私立を通じて大学における教員養成の充実についての主体的な取組みを促すとともに，一部地域における教員需要の急速な高まりに対応するなどの理由から実施することを提言する趣旨であり，全国一律に教員の養成規模の量的拡大を促すことを意図するものではないこと。

(イ) 国公私立を通じた大学全体

< 質の向上の視点からの検討 >

- ・ 各大学における教員の養成規模の検討に当たっては，学部・学科等における教育内容の改善・充実を図るなど質を高める不断の取組みが必要であり，単なる教員免許状取得者の増大となることがないように，質の向上について十分留意する必要があること。

なお，教員養成の質を検討するに際しては，現在，中央教育審議会で審議されている教員養成における専門職大学院の在り方等の議論を十分踏まえる必要があること。

< 需要見通しに応じた養成規模の検討 >

- ・ 各大学は、所在する都道府県・指定都市を含む近隣の教育委員会等関係機関とも十分な連携を図りつつ、教員需要の将来の見通しを十分見極めながら、中長期的な視野に立って養成規模を検討する必要があること。

その際、地域のニーズ等にも対応した収容定員増や入学者選抜方法（例えば、地域指定選抜等）などの検討も期待されていること。

< 新学部・学科等の名称 >

- ・ 各大学は、教員養成を主たる目的とする学部・学科等を設置しようとする場合、その名称については、社会の信頼に応え、適切な評価も受けられるような名称を用いることが望まれること。

(ウ) 国立の教員養成大学・学部

- ・ 平成13(2001)年11月の「今後の国立の教員養成系大学・学部の在り方について」(国立の教員養成系大学・学部の在り方に関する懇談会報告書)の提言の趣旨を十分活かしながら、力量ある教員を養成することを目指して、より専門性を発揮した教育研究を推進していくことが求められること。

なお、同報告書の中では、教員養成機能を充実強化するための様々な手段の一つとして、個々の大学の枠組みを超えた再編・統合を行うことも挙げられているが、これについては引き続き、地域の関係機関との十分な意思疎通を図りつつ、その理解と協力を得ながら、各大学において自主的な検討がなされるべきものであること。

- ・ 国立大学にあっては、財政基盤が国からの財政支出に大きく依拠しているため、当該教員養成大学・学部の収容定員全体の拡大については、財政面も含めた別途の観点から慎重に対応することが求められることから、教員養成課程の規模については、原則として、当該教員養成大学・学部の収容定員の範囲内において検討が行われるべきものと考えられること。

その際、教員養成課程と新課程とを合わせて、当該教員養成大学・学部全体として、地域のニーズに応える学校教育関係人材の育成を適切に行っていく必要があることに留意すべきであること。

(エ) 評価体制の充実

- ・ 平成16(2004)年4月から認証評価制度が導入され、全ての国公立大学が大学の総合的な状況の評価（機関別評価）と専門職大学院の評価を受けることとされている。教員養成に関しては、更に質の維持・向上を図っていくため、上記の評価に加え、教員養成に係る分野別評価が行われるということも有効であると考えられることから、これを行うにふさわしい団体が育成されることが期待されること。

資料目次

【参考資料】

1. 教員分野の抑制方針に係るこれまでの取扱い	1 3 頁
2. 抑制方針の在り方に係る最近の動き	1 5 頁
(1) 平成13(2001)年12月：総合規制改革会議 「規制改革の推進に関する第一次答申」(抄)	1 5 頁
(2) 平成14(2002)年8月：中央教育審議会答申 「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」(抄)	1 6 頁
(3) 平成17(2005)年1月：中央教育審議会答申 「我が国の高等教育の将来像」(抄)	1 7 頁

【基礎データ】

1. 免許状の種類別の課程認定を有する大学等数	2 3 頁
2. 国立の教員養成大学・学部への入学定員の推移	2 4 頁
3. 国立の教員養成大学・学部の新課程の分野別設置状況	2 5 頁
4. 国立の教員養成大学・学部卒業生の採用者数の推移	2 6 頁
5. 国立の教員養成大学・学部(教員養成課程)卒業生の教員就職状況	2 7 頁
6. 公立学校教員採用者数の推移	2 8 頁
採用者数が急増している都府県の例	2 8 頁
過去5年間の各都道府県・指定都市における教員採用者数の推移	2 9 頁
7. 平成16年度公立学校教員採用選考試験の実施状況	3 0 頁
応募者数, 受験者数, 採用者数, 競争率	3 1 頁
各県別受験者数, 採用者数, 競争率	3 2 頁
公立学校教員の受験者及び採用者の推移	3 2 頁
受験者, 採用者の学歴別内訳	3 3 頁
公立小中学校教員採用者数及び倍率の推移	3 4 頁
8. 公立小・中学校の年齢別の教員構成(17.3.31)	3 5 頁
9. 年齢(各歳)別日本人人口(男女計)	3 6 頁
10. 平成16年度において学級編制の弾力化を実施する都道府県の状況	3 7 頁
11. 平成17年度以降の公立学校教員採用見込み数	3 8 頁

【参考】

教員養成系学部等の入学定員の在り方に関する調査研究力者会議 について(設置要項及び名簿)	3 9 頁
---	-------

【参考資料】

1. 教員分野の抑制方針に係るこれまでの取扱い

昭和59年6月 昭和61年度以降の高等教育の計画的整備について（報告）

（大学設置審議会大学設置計画分科会）

計画的な人材養成が必要とされる分野のうち、医師、歯科医師、獣医師、教員及び船舶職員の養成についてはおおむね必要とされる整備が達成されているので、その拡充は予定しないこととする。

昭和59年8月 私立大学の設置認可等に関する取扱方針（大学設置審議会決定）

医師、歯科医師、獣医師、教員及び船舶職員の養成については、おおむね必要とされる整備が達成されているので、その拡充は予定しないこととする。

ただし、教員の養成については、養成規模の拡大を伴わない転換等は認めるものとする。

昭和61年9月 私立大学の設置認可等に関する取扱方針（一部改正）

医師、歯科医師、獣医師、教員及び船舶職員の養成については、おおむね必要とされる整備が達成されているので、その拡充は予定しないこととする。

ただし、教員の養成については、養成規模の拡大を伴わない転換等は認めるものとする。

平成3年5月 平成5年以降の高等教育の計画的整備について（大学審議会答申）

医師、歯科医師、教員、船舶職員、獣医師はおおむね必要とされる整備がすでに達成されているので、現行計画に引き続き、その拡充は予定しないこととする。

平成9年2月 平成12年度以降の大学設置に関する審査の取扱方針の運用に関する申合せ（大学設置・学校法人審議会大学設置分科会決定）

医師、歯科医師、獣医師、教員及び船舶職員を養成するものについては、拡充を認めない。

平成15年3月 大学、短期大学、高等専門学校等の設置の際の入学定員の
取扱い等に係る基準（文部科学省告示第45号）

大学、短期大学、高等専門学校等の設置の際の入学定員の取扱い等に係る基準を次のように定める。

第一条 文部科学大臣は、大学、短期大学、高等専門学校等（以下「大学等」という。）の設置又は収容定員増の認可の審査に関しては、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）、高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）その他の法令に適合すること及び次に掲げる要件を満たすことを審査の基準とする。

一 当該大学等の設置又は収容定員増の認可の申請を行う設置者が設置する大学等における開設前年度から過去四年間（修業年限が六年の学部にあつては過去六年間、短期大学において修業年限が二年の学科にあつては過去二年間、修業年限が三年の学科にあつては過去三年間、高等専門学校にあつては過去五年間）の入学定員に対する入学者の割合の平均（以下「平均入学定員超過率」という。）が一定値未満（大学にあつては学部単位で一・三倍未満、短期大学及び高等専門学校にあつては学科単位で一・三倍未満）であること。

二 医師、歯科医師、獣医師、教員及び船舶職員の養成に係る大学等の設置又は収容定員増でないこと。

（以下略）

【参考資料】

2. 抑制方針の在り方に係る最近の動き

- (1) 平成13(2001)年12月：総合規制改革会議
「規制改革の推進に関する第一次答申」(抄)

第1章 重点6分野について

【問題意識】

大学においては教育機関や教員が互いに質の高い教育を提供するよう競い合うことが、また、初等中等教育においては多様化を進め、需要者による選択と参画を確保することが、我が国の教育全体の質的向上に特に強く結び付くと考えられ、そのような環境の下で学生や生徒に対し学習に対する積極的な動機付けを行っていくことが必要であると考えます。

【改革の方向】

上記のような観点から大学や学部の設置に係る事前規制を緩和するとともに事後的チェック体制を整備するなど、一層競争的な環境を整備することを通じて、教育研究活動を活性化し、その質の向上を図っていくことが必要である。

【具体的施策】

(ア) 大学・学部の設置等に係る認可に対する抑制方針の見直し

「平成12年度以降の大学設置に関する審査の取扱方針」における「大学、学部の設置及び収容定員増については、抑制的に対応する」という方針を見直すべきである。

< 中略 >

特に、「平成12年度以降の大学設置に関する審査の取扱方針」において「大学、学部の設置及び収容定員増については、抑制的に対応する」とされているなど、大学の設置等に対する参入規制として働くと考えられる規定が定められていることは問題であると考えます。

(2) 平成14(2002)年 8 月：中央教育審議会答申

「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」(抄)

第 1 章 基本的な考え方

3 規制改革の流れ

(1) <中略>

(2) また、我が国の行政システム全体の動きとして、国による規制を可能な限り緩和し、事前規制型から事後チェック型へと移行する方向にある。

(3) こうした流れを踏まえ、国の事前規制である設置認可制度を見直し、学問の自由、大学の自主性・自律性の尊重等を踏まえて国の関与は謙抑的としつつ、設置後も含めて官民のシステム全体で大学の質を保証していく必要がある。

なお、このことは平成13年12月に総合規制改革会議が取りまとめた「規制改革の推進に関する第 1 次答申」等においても提言されている。

第 2 章 設置認可の在り方の見直し

2 設置審査の抑制方針の見直し

(1) 高等教育全体の規模に関して、これまで大都市部における設置の在り方を含め大学設置に係る審査については抑制的に取り扱ってきており、このことが大学の質の確保を図る面にも寄与してきたと考えられる。しかし、平成13年12月の総合規制改革会議第 1 次答申でも指摘されているように、高等教育の柔軟な発展や競争を制約する可能性もあることから、こうした方針の見直しが求められているところである。

(2) 大学、学部等の設置に関する審査に当たっては、現在、特定の分野を除いて抑制的に対応する方針が採られているが、大学が社会のニーズや学問の発展に柔軟に対応でき、また、大学間の自由な競争を促進するため、今後は抑制方針を基本的には撤廃することとする。

なお、医師、歯科医師、獣医師、教員及び船舶職員の養成に係る大学、学部等については、過去の高等教育計画において計画的な人材養成が必要とされた分野のうちおおむね必要とされる整備を既に達成したこと、及び、それらの分野についての人材需給に関する政策的要請があることから、現在は全く新增設等を認可していない。このような規模や分野に関する現在の規制を残すことについては、大学の質の保証のために実施するものである設置認可制度の改善の趣旨を徹底する観点からは問題があるが、それぞれの分野における政策展開に密接な関連を有するものであるため、設置認可制度の改善の観点のみから、これらの取扱いを変更することは困難と考えられる。こうした例外分野の取扱いについては、今後、高等教育のグランドデザインの一環として高等教育における人材養成の在り方を検討する中で更に検討する。

(3) <中略>

(4) なお、こうした抑制方針を撤廃するに当たっては、大都市部における過当競争や地域間格差の拡大などから、教育条件の低下や学生の不安感の増大などを招くおそれもある。このことを踏まえ、例えば各大学における学生定員管理の厳格化を図る等これらの点に配慮した施策の検討が求められ、これらの点についても高等教育のグランドデザインを別途検討する中で検討する。

(3) 平成17(2005)年1月：中央教育審議会答申

「我が国の高等教育の将来像」(抄)

第2章 新時代における高等教育の全体像

本章では、中長期的(平成17(2005)年以降、平成27(2015)年～平成32(2020)年頃まで)に想定される我が国の高等教育の将来像のうち、主として高等教育の全体像に関する事項を示すこととする。

1 「高等教育の将来像」についての基本的考え方：高等教育計画から将来像へ

18歳人口が減少して約120万人規模で推移する一方で、大学・学部等の設置に関する抑制方針が基本的に撤廃されたこと等により、「進学率」の指標としての有用性は減少し、主として18歳人口の増減に依拠した高等教育政策の手法はその使命を終え、「高等教育計画の策定と各種規制」の時代から「将来像の提示と政策誘導」の時代へと移行する。

国の今後の役割は、高等教育のあるべき姿や方向性等の提示、制度的枠組みの設定・修正、質の保証システムの整備、高等教育機関・社会・学習者に対する各種の情報提供、財政支援等が中心となる。

(1) 18歳人口の動向とこれまでの高等教育計画等

我が国の18歳人口は平成4(1992)年度の約205万人を直近の頂点として減少期に入り、平成11(1999)年度から平成15(2003)年度までは約150万人程度となっている。平成16(2004)年度には約141万人で、平成17(2005)年度からさらに減少し、平成21(2009)年度に約121万人となった後は、平成32(2020)年度まで約120万人前後で推移することが予測されている。

これまでの高等教育政策においては、昭和50(1975)年度から平成12(2000)年度までの高等教育計画で、大学等の新增設について抑制的に対応しつつ、第2次ベビーブームによる18歳人口の急増期においては受験競争の緩和等を目的として、臨時的定員を措置するなどの政策的な対応が図られてきた。

平成12(2000)年度から平成16(2004)年度においては、基本的に抑制基調が継続される中、臨時的定員の解消が進められる一方で、新分野への対応等の事情により新增設の動きは続いていた。その結果、入学定員の規模としては大きな変化は見られなかった。

平成14(2002)年8月の中央教育審議会答申「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」を踏まえ、平成15(2003)年度以降は、大学が社会のニーズや学問の発展に柔軟に対応でき、また、大学間の自由な競争を促進するため、抑制方針は(医師、歯科医師、獣医師、教員、船舶職員の5分野を除き)基本的には撤廃されている。

(2) 国の今後の役割

様々な社会の変化や国の役割の変質を踏まえると、今後は「18歳人口に対する進学率」の指標としての有用性は徐々に減少し、主として18歳人口の増減に依拠して高等教育規模を想定しつつ需給調整を図るといった、右肩上がりの成長期に採られてきた政策手法はその使命を終えるものと考えられる。

これまでの高等教育計画や将来構想も高等教育の在り方を念頭に置きつつ策定されてきた。しかし、今後は、高等教育の将来像といったものが提示され、各高等教育機関・学生個人・各企業・地方公共団体等がそれぞれの行動を戦略的に選択する中で、高等教育の規模や配置等が決まり、必要に応じて将来像が見直されるというシステムへと転換することが不可避となろう。すなわち、「高等教育計画の策定と各種規制」の時代から「将来像の提示と政策誘導」の時代への移行とすることができる。

国の今後の役割は、高等教育の在るべき姿や方向性等の提示、制度的枠組みの設定・修正、質の保証システムの整備、高等教育機関・社会・学習者に対する各種の情報提供、財政支援等が中心となろう。

<中略>

2 高等教育の量的変化の動向

(3) 今後の人材養成の分野別構成等に関する考え方

今後の様々な人材需要に対しては、各高等教育機関が、幅広い基礎的な教育を充実すること、柔軟に教育組織を改組すること、社会人の再教育を充実させること等により対応を図ることが基本である。国は、高等教育機関の自主的・自律的努力を支援するとともに、人材需要見込み等を的確に把握して情報提供する仕組みを整えるべきである。

抑制方針が維持されている医師、歯科医師、獣医師、教員及び船舶職員の5分野の取扱いについては、人材需給見通し等の政策的要請を十分に見極めながら、抑制の必要性、程度や具体的方策について、必要に応じて個別に検討する必要がある。

今後ますます多様化・複雑化し、変化の速度を増していく人材需要に対しては、国が一元的に調整するのではなく、各高等教育機関が、競争的環境の中で創意工夫を凝らし、幅広い基礎的な教育を充実すること、法人化や設置認可の弾力化を生かして柔軟に教育組織を改組すること、社会人の再教育を充実させること等によって総合的な対応を図ることが基本であると考えられる。

特に国として重点的・戦略的に推進すべき人材養成分野については、当該分野の人材需要見込みや国際的環境等を的確に踏まえながら、高等教育機関の自主的・自律的努力を幅広く誘導・支援していくことが考えられる。

国は、各高等教育機関の行動選択の参考に供するとともに、その自主的・自律的努力を効果的に支援するため、分野ごとの人材養成に関する需要や国際的環境、求められる人材像等について、関係府省や民間政策研究機関等が保有する様々な情報を恒常的に収集・整理するなどして的確に把握し、提供すべきである。また、人材養成に関する高等教育機関側と産業界側等との対話・協議の場の設定や意欲的な取組の評価・顕彰等を通じて、社会のニーズと高等教育の適切な対応関係を確保する必要がある。

その中で、地域社会のニーズに十分こたえるべき分野(例えば医療・教育等)や、需要は少ないが学術・文化等の面から重要な学問分野については、国として全体的なバランスが図られるよう配慮していかねばならない。

抑制方針が維持されている医師、歯科医師、獣医師、教員及び船舶職員の5分野の取扱いについては、これらの分野ごとの人材需給見通し等の政策的要請を十分に見極めながら、抑制の必要性、程度や具体的方策について、必要に応じて個別に検討を加えていく必要がある。

3 高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化

新時代の高等教育は、全体として多様化して学習者の様々な需要に的確に対応するため、大学・短期大学、高等専門学校、専門学校が各学校種ごとにそれぞれの位置付けや期待される役割・機能を十分に踏まえた教育や研究を展開するとともに、各学校種においては、個々の学校が個性・特色を一層明確にしていかなければならない。

特に大学は、全体として

世界的研究・教育拠点， 高度専門職業人養成， 幅広い職業人養成，
総合的教養教育， 特定の専門的分野(芸術，体育等)の教育・研究， 地域の生涯学習
機会の拠点， 社会貢献機能(地域貢献，産学官連携，国際交流等)

等の各種の機能を併有するが，各大学ごとの選択により，保有する機能や比重の置き方は異なる。その比重の置き方が各機関の個性・特色の表れとなり，各大学は緩やかに機能別に分化していくものと考えられる。(例えば，大学院に重点を置く大学やリベラル・アーツ・カレッジ型大学等)

18歳人口が約120万人規模で推移する時期にあつて，各大学は教育・研究組織としての経営戦略を明確化していく必要がある。

(1) 各高等教育機関の個性・特色の明確化

<中略>

大学・短期大学・高等専門学校・専門学校が，各学校種ごとに，それぞれの位置付けや期待される役割・機能を十分に踏まえた教育や研究を展開するとともに，各学校種においては，個々の学校が個性・特色を明確化することが重要である。

<中略>

(2) 大学の機能別分化

<中略>

このように，18歳人口が約120万人規模で推移する時期にあつて，各大学は教育・研究組織としての経営戦略を明確化していく必要性がある。このとき，

- ・各大学は，「機能別分化」を念頭に，他大学とは異なる個性・特色の明確化を目指すこと。
- ・国や地方公共団体等は，各大学が重点を置く機能を自主的に選択できるように配慮しながら，財政面を含む幅広い支援を行うこと。

等の点に特に注意しなければならない。

各大学においては，自ら選択した機能を十分に発揮できるよう，教職員として多様な人材を育成・確保するとともに，その資質の向上に努める必要がある。

<中略>

(3) 学習機会全体の中での高等教育の位置付けと各高等教育機関の個性・特色

高等教育の将来像を考える際には，初等中等教育との接続にも十分留意する必要がある。その際，入学者選抜の問題だけでなく，教育内容・方法等を含め，全体の接続を考えていくことが必要であり，初等中等教育から高等教育までそれぞれが果たすべき役割を踏まえて一貫した考え方で改革を進めていく視点が重要である。また，より良い教員養成の在り方についても検討していく必要がある。

このため，各大学は，入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)を明確にし，選抜方法の多様化や評価尺度の多元化の観点を踏まえ，適切に入学者選抜を実施していく必要がある。また，教育の実施や卒業認定・学位授与に関する方針(カリキュラム・ポリシーやディプロマ・ポリシー)を明確にし，教育課程の改善や「出口管理」の強化を図ることも求められる。

生涯学習との関連でも，高等教育機関は履修形態の多様化等により，重要な役割を果たすことが期待される。

(ア) 高等教育と初等中等教育との接続

< 中略 >

初等中等教育との関連では，高等教育が初等中等教育の学校教員の養成機能を担っているという点も極めて重要である。教員養成を担当する大学教員の確保や資質向上を含め，より良い教員養成の在り方について，今後とも検討していく必要がある。

< 中略 >

どのような学生を受け入れて，どのような教育を行い，どのような人材として社会に送り出すかは，その高等教育機関の個性・特色の根幹をなすものである。各機関は，入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)を明確にし，入学志願者や社会に対して明示するとともに，選抜方法の多様化や評価尺度の多元化の観点を踏まえ，実際の選抜方法や出題内容等に適切に反映していく必要がある。また，大学は国内外の環境の変化や激しい競争にさらされることから，このような努力を通じて，次の世代を担う者に対し，各人が学んでおくべき内容を示すという機能を果たすことも期待される。

入学者受入方針に加えて，教育の実施や卒業認定・学位授与に関する基本的な方針(カリキュラム・ポリシーやディプロマ・ポリシー)についても，各高等教育機関が(必要に応じて分野ごとに)明確にすることで，教育課程の改善やいわゆる「出口管理」の強化を図っていくことが求められる。

第3章 新時代における高等教育機関の在り方

1 各高等教育機関の教育・研究の質の向上に関する考え方

(1) 大学

(ウ) 教員組織

大学が，人材育成と学術研究の両面において，本来の使命と役割をより積極的かつ効果的に果たしていくためには，常に教員組織の在り方が最も適切なものとなるよう努力していくことが必要である。現行制度では，大学教員の基本的な職として，教育・研究を主たる職務とする職である教授及び助教授とともに，主たる職務が教育・研究か教育・研究の補助かが必ずしも明瞭でない助手の職が定められている。今後はこれを見直し，教育・研究を主たる職務とする職としては，教授，准教授のほか新しい職として「助教」を設けて3種類とするとともに，助手は，教育・研究の補助を主たる職務とする職として定めることが適当である。

また，大学設置基準の講座制や学科目制に関する規定を削除して，教員組織の基本となる一般的な在り方を規定し，具体的な教員組織の編制は，各大学が自ら教育・研究の実施上の責任を明らかにしつつ，より自由に設計できるようにすべきである。

< 中略 >

各大学が，教育・研究の実施の責任を自ら明らかにしつつ，具体的な教員組織の編制をより自由に設計することができるよう，講座制又は学科目制を基本原則とする現在の大学設置基準の規定を削除し，教員組織の基本となる一般的な在り方として，教育・研究上の目的を達成するために必要な教員を置き，主たる授業科目は原則として専任の教授または准教授が担当することや，各教員の役割分担及び連携の組織的な体制の確保等に関する規定を定めるべきである。

上記の制度改正が円滑に，かつ，実効性をもって機能するためには，各大学が制度改正の趣旨を生かして積極的に取り組むことが必要である。各大学において真摯な検討と取組が行われ，教育・研究が一層活性化することが期待される。また，助教等若手教員の活躍を通じた教育・研究の活性化を促すための支援措置の充実を図っていくことが求められる。

4 高等教育の質の保証

高等教育の量的側面での需要がほぼ充足されてくる一方、特に大学設置に関する抑制方針の撤廃や準則主義化等もあり、大学等の新設や量的拡大も引き続き予想され、また、各高等教育機関が個性・特色を明確にしながら、大学が自律的選択に基づいて機能別に分化するなど全体として多様化が一層進むにつれて、学習者の保護や国際的通用性の保持のため、高等教育の質の保証が重要な課題となる。

個々の高等教育機関は、教育・研究活動の改善と充実に向けて不断に努力することが大切である。また、高等教育の質の保証の仕組みを整えて効果的に運用することは、国としての基本的な責務である。

高等教育の質の保証の仕組みとしては、事後評価のみでは十分ではなく、事前・事後の評価の適切な役割分担と協調を確保することが重要である。設置認可制度の位置付けを一層明確化して的確に運用するとともに、認証機関による第三者評価のシステムを充実させるべきである。

個々の高等教育機関が質の維持・向上を図るためには、自己点検・評価がまずもって大切である。

また、教育内容・方法や財務状況等に関する情報や設置審査、認証評価、自己点検・評価により明らかとなった課題や情報を当該機関が積極的に学習者に提供するなど、社会に対する説明責任を果たすことが求められる。

(1) 保証されるべき「高等教育の質」

高等教育の量的側面での需要がほぼ充足されてくる一方、事前規制から事後チェックへという流れの中、特に大学設置に関する抑制方針の撤廃や準則主義化等もあり、大学等の高等教育機関の新設や量的拡大も引き続き予想され、また、一定の組織改編が届出で可能となったことを主な契機として、各高等教育機関が個性・特色を明確にしながら、大学が自律的選択に基づいて機能別に分化するなど全体として多様化が一層進むにつれて、学習者の保護や国際的通用性の保持のため、高等教育の質の保証が課題となる。

< 中略 >

(3) 認証評価制度の導入と充実

(ア) 機関別、専門職大学院評価及び分野別評価

平成16(2004)年4月から認証評価制度が導入されている。この制度は、認証評価機関になろうとする者の申請に基づき、本審議会への諮問及びその答申の手続を経て、一定の基準を満たす場合に文部科学大臣が評価機関を認証し、各評価機関が自ら定める評価基準に従って大学等の評価を行うものである。既に幾つかの機関が認証を受けて活動を開始しており、大学等の特色ある教育・研究の進展に資する観点から評価項目を設定するなど、様々な工夫を行い評価を実施することが期待される。

認証評価制度は、大学等の事後評価の中核として極めて重要であり、その質の維持・向上のため、社会に早期に定着し活用されることが望ましい。

事後評価に関しては、社会的要請を踏まえれば、機関別評価と専門職大学院評価のみでなく分野別評価についても積極的に採り入れられることが期待される。その際、分野の特性に応じて学協会等関係団体の参画・協力を得ることが考えられる。また、教育に関する分野別評価に関連して、他の参考となるべき特色ある取組を促進する方策を講ずることも必要である。

【基礎データ】

1. 免許状の種類別の認定課程を有する大学等数

(平成16年4月1日時点)

区分	大学等数	認定課程を有する大学等数	免許状の種類別の認定課程を有する大学等数								
			小学校	中学校	高等学校	盲学校	聾学校	養護学校	幼稚園	養護教諭	
大学	国立	87	77 (88.5%)	51	70	77	5	9	51	49	20
	公立	77	42 (54.5%)	3	31	38			1	3	12
	私立	545	417 (76.5%)	44	366	413			41	66	24
	計	709	536 (75.6%)	98	467	528	5	9	93	118	56
短期大学	国立	12	(0.0%)								
	公立	45	14 (31.1%)		11					9	1
	私立	451	263 (58.3%)	33	153				1	200	25
	計	508	277 (54.5%)	33	164	0	0	0	1	209	26
合計	1,217	813 (66.8%)	131	631	528	5	9	94	327	82	
大学院	国立	87	80 (92.0%)	51	72	80	5	10	48	50	18
	公立	66	32 (48.5%)	2	27	31					5
	私立	392	278 (70.9%)	24	234	274			4	25	10
	計	545	390 (71.6%)	77	333	385	5	10	52	75	33
専攻科	国立	30	29 (96.7%)			1	1	5	27		
	公立	1	1 (100.0%)	1							
	私立	45	36 (80.0%)	9	28	34				8	2
	計	76	66 (86.8%)	10	28	35	1	5	27	8	2
短期大学専攻科	国立	9	(0.0%)								
	公立	20	1 (5.0%)							1	
	私立	176	31 (17.6%)	4	8					27	1
	計	205	32 (15.6%)	4	8	0	0	0	0	28	1
養成機関	国立	7	7				1				6
	公立	10	10							1	9
	私立	37	37	2						37	1
	計	54	54	2	0	0	1	0	0	38	16

(注1) 養成機関とは、指定教員養成機関の略で、免許法第5条及び同条別表第1備考第3号に基づき、文部科学大臣が教員需給の状況等も勘案しながら、教員養成機関として適当と認め、指定した機関である。

(注2) 文部科学省初等中等教育局調べ

2. 国立の教員養成大学・学部の入学定員の推移

年度	入 学 定 員		
	教員養成課程	新課程	計
昭和 41	15,600		15,600
42	16,075		16,075
43	16,275		16,275
44	16,485		16,485
45	16,905		16,905
46	17,285		17,285
47	17,875		17,875
48	18,320		18,320
49	18,700		18,700
50	19,105		19,105
51	19,400		19,400
52	19,630		19,630
53	19,620		19,620
54	19,770		19,770
55	19,770		19,770
56	19,970		19,970
57	20,150		20,150
58	20,150		20,150
59	20,150		20,150
60	20,150		20,150
61	20,100		20,100
62	19,960	110	20,070
63	18,125	1,805	19,930
平成 元	17,265	2,665	19,930
2	16,975	2,955	19,930
3	16,805	3,125	19,930
4	16,745	3,185	19,930
5	16,285	3,225	19,510
6	16,100	3,245	19,345
7	15,845	3,370	19,215
8	15,080	3,620	18,700
9	14,515	3,920	18,435
10	13,255	4,545	17,800
11	11,270	5,525	16,795
12	9,770	6,210	15,980
13	9,750	6,180	15,930
14	9,750	6,175	15,925
15	9,750	6,175	15,925
16	9,730	5,985	15,715
17(予定)	9,390	5,755	15,145

【文部科学省高等教育局調べ】

3. 国立の教員養成大学・学部の新課程の分野別設置状況

(平成16年度)

分 野	大 学 数	課 程 数	入 学 定 員
国際理解・国際文化	20	22	852
環境教育	23	23	780
社会福祉・臨床心理	16	17	375
情報処理・情報教育	22	23	824
生涯スポーツ・健康科学	32	34	787
芸術文化	24	26	809
生涯学習	30	44	1,316
総合科学・自然科学	6	6	242

【文部科学省高等教育局調べ】

注)新課程に分野によっては、2つ以上の欄に再掲されているものがある。

4. 国立の教員養成大学・学部卒業者の採用者数の推移

【文部科学省初等中等教育局調べ】

区 分	公立学校教員採用者数											
	(A)	うち国立教員養成学部 (合計)	(シエア)	Bのうち小学校教員採用者数			Bのうち中学校教員採用者数			Bのうち高等学校教員採用者数		
		(B)	(B/A)	採用者数	うち国立教員養成学部	(シエア)	採用者数	うち国立教員養成学部	(シエア)	採用者数	うち国立教員養成学部	(シエア)
昭和61年度	34,982	14,677	42.0%	11,543	7,534	65.3%	12,998	5,127	39.4%	7,783	1,020	13.1%
昭和62年度	31,926	14,011	43.9%	10,784	7,182	66.6%	10,943	4,761	43.5%	7,573	1,081	14.3%
昭和63年度	28,413	12,939	45.5%	10,510	7,191	68.4%	7,673	3,580	46.7%	7,769	1,219	15.7%
平成元年度	33,615	15,124	45.0%	13,938	8,977	64.4%	9,130	3,966	43.4%	7,789	1,099	14.1%
平成2年度	33,364	14,450	43.3%	14,039	8,815	62.8%	9,509	3,545	37.3%	6,774	946	14.0%
平成3年度	33,131	13,512	40.8%	14,131	8,194	58.0%	9,869	3,373	34.2%	5,613	809	14.4%
平成4年度	26,265	10,738	40.9%	10,987	6,347	57.8%	7,839	2,731	34.8%	4,383	658	15.0%
平成5年度	22,821	9,558	41.9%	9,413	5,748	61.1%	6,499	2,251	34.6%	4,321	662	15.3%
平成6年度	19,834	8,708	43.9%	7,784	5,060	65.0%	5,294	2,053	38.8%	4,548	785	17.3%
平成7年度	18,407	8,077	43.9%	6,742	4,419	65.5%	5,414	2,112	39.0%	4,232	756	17.9%
平成8年度	17,277	7,421	43.0%	5,772	3,871	67.1%	5,759	2,201	38.2%	3,641	526	14.4%
平成9年度	16,613	6,982	42.0%	5,392	3,580	66.4%	5,676	2,073	36.5%	3,539	566	16.0%
平成10年度	14,178	5,704	40.2%	4,542	2,891	63.7%	4,275	1,570	36.7%	3,419	493	14.4%
平成11年度	11,787	4,890	41.5%	3,844	2,497	65.0%	3,110	1,249	40.2%	3,181	474	14.9%
平成12年度	11,021	4,330	39.3%	3,683	2,214	60.1%	2,673	1,004	37.6%	3,060	449	14.7%
平成13年度	12,606	5,090	40.4%	5,016	2,963	59.1%	2,790	977	35.0%	3,217	512	15.9%
平成14年度	16,688	7,001	42.0%	7,787	4,307	55.3%	3,871	1,439	37.2%	3,044	455	14.9%
平成15年度	18,801	7,665	40.8%	9,431	4,975	52.8%	4,226	1,505	35.6%	3,051	424	13.9%
平成16年度	20,314	7,669	37.8%	10,483	4,956	47.3%	4,572	1,496	32.7%	2,985	386	12.9%

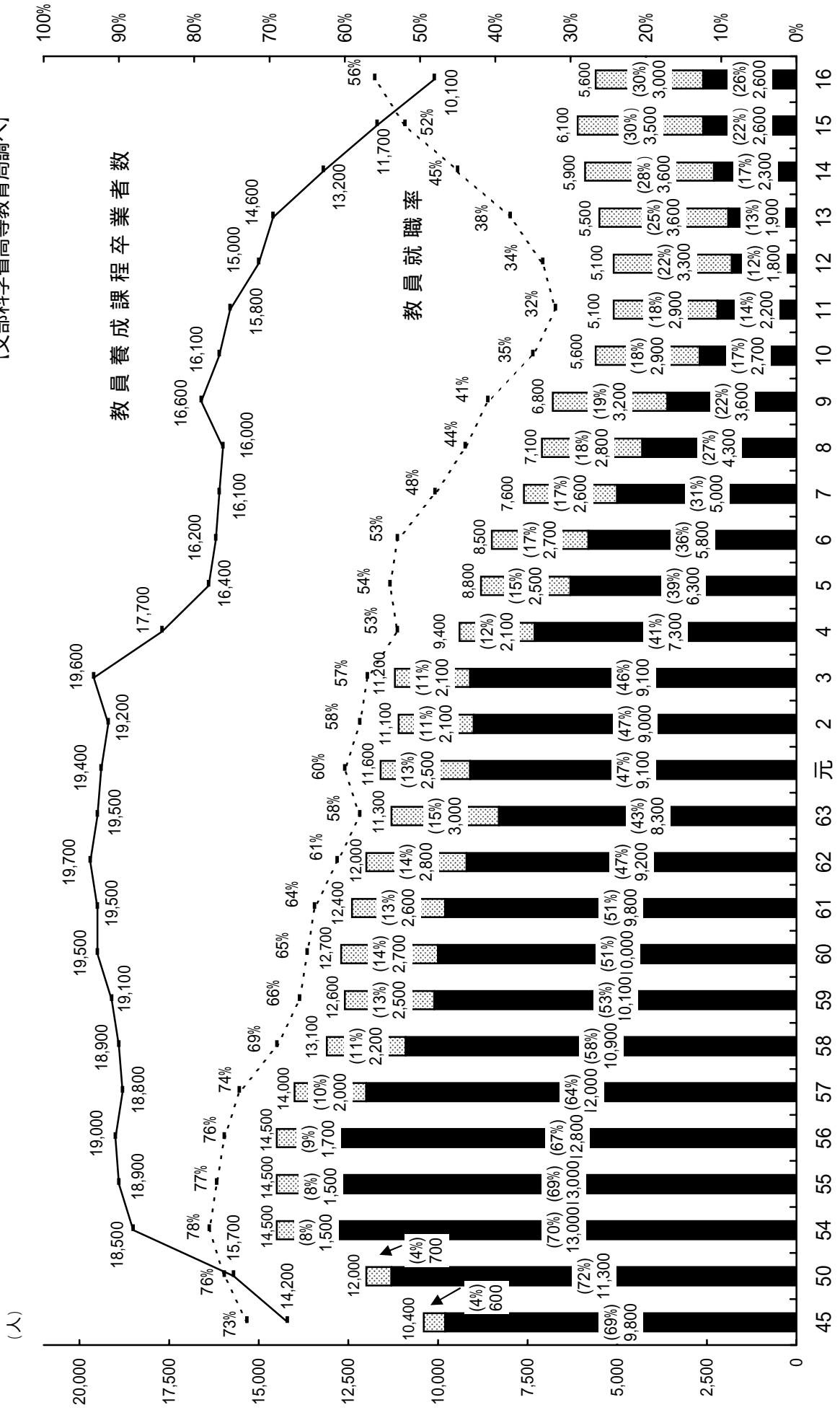
注1) 採用者数は、各年6月1日までに採用された数である(H9年度以前は5月1日)

注2) 採用者数は、小学校、中学校、高等学校、盲・聾・養護学校及び養護教諭の合計である

注3) 採用者数には新課程及び過年度卒業者を含む

5. 国立の教員養成大学・学部(教員養成課程)卒業者の教員就職状況

[文部科学省高等教育局調べ]



■ 正規採用 ▨ 臨時的使用

6. 公立学校教員採用者数の推移

採用者数が急増している都府県の例

都道府県名	平成12(2000)年度 教員採用者数	平成16(2004)年度 教員採用者数
埼玉県	297人	1,145人
東京都	1,016人	2,227人
神奈川県	565人	1,512人
愛知県	565人	1,401人
京都府	107人	465人
大阪府	298人	1,755人
兵庫県	363人	741人

【文部科学省初等中等教育局調べ】

注) 数値には指定都市の採用者数を含む。

過去5年間の各都道府県・指定都市における教員採用者数の推移

単位：人（対前年度伸び率）

	平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度	
北海道	699	(69.1%)	890	(127.3%)	903	(101.5%)	890	(98.6%)	756	(84.9%)
札幌市	38	(64.4%)	44	(115.8%)	58	(131.8%)	98	(169.0%)	127	(129.6%)
青森県	236	(72.6%)	228	(96.6%)	236	(103.5%)	186	(78.8%)	172	(92.5%)
岩手県	142	(75.5%)	171	(120.4%)	220	(128.7%)	300	(136.4%)	282	(94.0%)
宮城県	229	(93.5%)	263	(98.5%)	324	-	228	(70.4%)	221	(96.9%)
仙台市	38	(158.3%)			61	-	57	(93.4%)	69	(121.1%)
秋田県	161	(92.0%)	161	(100.0%)	127	(78.9%)	137	(107.9%)	137	(100.0%)
山形県	111	(88.8%)	97	(87.4%)	133	(137.1%)	192	(144.4%)	156	(81.3%)
福島県	227	(79.6%)	176	(77.5%)	256	(145.5%)	343	(134.0%)	289	(84.3%)
茨城県	269	(102.3%)	285	(105.9%)	356	(124.9%)	416	(116.9%)	417	(100.2%)
栃木県	191	(85.3%)	164	(85.9%)	200	(122.0%)	269	(134.5%)	361	(134.2%)
群馬県	176	(94.1%)	173	(98.3%)	299	(172.8%)	438	(146.5%)	370	(84.5%)
埼玉県	297	(91.7%)	400	(134.7%)	617	(154.3%)	750	(121.6%)	1,058	(141.1%)
さいたま市							130	-	87	(66.9%)
千葉県	293	(139.5%)	462	(145.7%)	627	-	630	(100.5%)	652	(103.5%)
千葉市	24	(109.1%)			141	-	139	(98.6%)	90	(64.7%)
東京都	1,016	(129.9%)	1,263	(124.3%)	1,537	(121.7%)	1,862	(121.1%)	2,227	(119.6%)
神奈川県	226	(123.5%)	364	(161.1%)	491	(134.9%)	560	(114.1%)	652	(116.4%)
川崎市	103	(166.1%)	260	(252.4%)	143	(55.0%)	178	(124.5%)	228	(128.1%)
横浜市	236	(118.0%)	489	(207.2%)	801	(163.8%)	641	(80.0%)	632	(98.6%)
新潟県	327	(84.5%)	446	(136.4%)	406	(91.0%)	429	(105.7%)	355	(82.8%)
富山県	117	(104.5%)	96	(82.1%)	110	(114.6%)	132	(120.0%)	160	(121.2%)
石川県	103	(103.0%)	138	(134.0%)	169	(122.5%)	176	(104.1%)	172	(97.7%)
福井県	153	(115.9%)	168	(109.8%)	165	(98.2%)	155	(93.9%)	151	(97.4%)
山梨県	139	(98.6%)	169	(121.6%)	125	(74.0%)	128	(102.4%)	171	(133.6%)
長野県	204	(97.6%)	209	(102.5%)	263	(125.8%)	288	(109.5%)	395	(137.2%)
岐阜県	133	(101.5%)	233	(175.2%)	347	(148.9%)	336	(96.8%)	334	(99.4%)
静岡県	335	(77.2%)	338	(100.9%)	439	(129.9%)	551	(125.5%)	605	(109.8%)
愛知県	468	(105.2%)	537	(114.7%)	570	(106.1%)	807	(141.6%)	1,084	(134.3%)
名古屋市	97	(43.5%)	155	(159.8%)	301	(194.2%)	231	(76.7%)	317	(137.2%)
三重県	205	(96.7%)	147	(71.7%)	150	(102.0%)	182	(121.3%)	263	(144.5%)
滋賀県	117	(85.4%)	177	(151.3%)	229	(129.4%)	227	(99.1%)	235	(103.5%)
京都府	40	(57.1%)	63	(157.5%)	229	(363.5%)	262	(114.4%)	262	(100.0%)
京都市	67	(104.7%)	110	(164.2%)	136	(123.6%)	147	(108.1%)	203	(138.1%)
大阪府	182	(126.4%)	288	(158.2%)	903	(313.5%)	1,312	(145.3%)	1,446	(110.2%)
大阪市	116	(103.6%)	99	(85.3%)	188	(189.9%)	225	(119.7%)	309	(137.3%)
兵庫県	315	(91.8%)	355	(112.7%)	645	(181.7%)	523	(81.1%)	628	(120.1%)
神戸市	48	(70.6%)	50	(104.2%)	81	(162.0%)	101	(124.7%)	113	(111.9%)
奈良県	74	(180.5%)	68	(91.9%)	88	(129.4%)	97	(110.2%)	109	(112.4%)
和歌山県	61	(55.0%)	97	(159.0%)	96	(99.0%)	98	(102.1%)	102	(104.1%)
鳥取県	84	(94.4%)	79	(94.0%)	151	(191.1%)	206	(136.4%)	222	(107.8%)
島根県	158	(72.8%)	120	(75.9%)	96	(80.0%)	84	(87.5%)	92	(109.5%)
岡山県	129	(66.8%)	130	(100.8%)	238	(183.1%)	278	(116.8%)	356	(128.1%)
広島県	204	(119.3%)	92	(45.1%)	108	(117.4%)	107	(99.1%)	136	(127.1%)
広島市	39	(121.9%)	34	(87.2%)	50	(147.1%)	54	(108.0%)	71	(131.5%)
山口県	130	(107.4%)	134	(103.1%)	100	(74.6%)	149	(149.0%)	163	(109.4%)
徳島県	60	(100.0%)	67	(111.7%)	112	(167.2%)	118	(105.4%)	122	(103.4%)
香川県	65	(95.6%)	67	(103.1%)	136	(203.0%)	164	(120.6%)	131	(79.9%)
愛媛県	137	(100.7%)	174	(127.0%)	374	(214.9%)	342	(91.4%)	197	(57.6%)
高知県	104	(103.0%)	130	(125.0%)	143	(110.0%)	141	(98.6%)	92	(65.2%)
福岡県	231	(84.6%)	212	(91.8%)	218	(102.8%)	239	(109.6%)	269	(112.6%)
北九州市	11	(78.6%)	15	(136.4%)	30	(200.0%)	72	(240.0%)	81	(112.5%)
福岡市	32	(74.4%)	55	(171.9%)	79	(143.6%)	115	(145.6%)	172	(149.6%)
佐賀県	118	(100.0%)	122	(103.4%)	138	(113.1%)	121	(87.7%)	101	(83.5%)
長崎県	192	(111.0%)	227	(118.2%)	306	(134.8%)	325	(106.2%)	247	(76.0%)
熊本県	255	(85.3%)	212	(83.1%)	212	(100.0%)	232	(109.4%)	265	(114.2%)
大分県	146	(70.2%)	133	(91.1%)	127	(95.5%)	127	(100.0%)	123	(96.9%)
宮崎県	211	(108.2%)	182	(86.3%)	155	(85.2%)	262	(169.0%)	251	(95.8%)
鹿児島県	494	(91.1%)	406	(82.2%)	335	(82.5%)	387	(115.5%)	372	(96.1%)
沖縄県	208	(93.3%)	182	(87.5%)	410	(225.3%)	427	(104.1%)	454	(106.3%)
合計	11,021	(93.5%)	12,606	(114.4%)	16,688	(132.4%)	18,801	(112.7%)	20,314	(108.0%)

（注1）文部科学省初等中等教育局調べ

（注2）採用者数は公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲・聾・養護学校、養護教諭の合計である。

7. 平成16年度公立学校教員採用選考試験の実施状況

応募者数，受験者数，採用者数，競争率

各県別受験者数，採用者数，競争率

公立学校教員の受験者及び採用者の推移

受験者，採用者の学歴別内訳

公立小中学校教員採用者数及び倍率の推移（グラフ）

【文部科学省初等中等教育局調べ】

応募者数，受験者数，採用者数，競争率

区分	応募者数	受験者数		採用者数		競争率 (倍率)
			女性(内数)		女性(内数)	
小学校	55,257	50,446	33,163	10,483	6,745	4.8
中学校	60,192	53,871	29,339	4,572	2,232	11.8
高等学校	47,521	42,206	16,634	2,985	1,049	14.1
盲・聾・養護学校	6,639	6,094	4,191	1,525	984	4.0
養護教諭	8,583	7,740	7,671	749	748	10.3
計	178,192	160,357	90,998	20,314	11,758	7.9

(注) 1 採用者数は、平成16年6月1日までに採用された数である（以下同じ）。

2 盲・聾・養護学校の受験者数は、「盲・聾・養護学校」の区分で選考試験を実施している都道府県・指定都市の数値のみを集計したものである（以下同じ）。

3 競争率（倍率）は、受験者数/採用者数である（以下同じ）。

各県別受験者数，採用者数，競争率

区分	小学校		中学校		高等学校		盲・聾・養護学校		養護教諭		計		競争率 (倍率)
	受験者数	採用者数	受験者数	採用者数	受験者数	採用者数	受験者数	採用者数	受験者数	採用者数	受験者数	採用者数	
1 北海道	2,560	298	3,079	253	2,785	148	786	43	417	14	9,627	756	12.7
2 青森県	785	38	815	77	773	33	223	18	137	6	2,733	172	15.9
3 岩手県	829	94	783	78	831	91	161	15	88	4	2,692	282	9.5
4 宮城県	972	54	1,455	64	976	83		8	183	12	3,586	221	12.4
5 秋田県	610	31	647	30	791	62	109	11	79	3	2,236	137	16.3
6 山形県	563	66	666	51	444	30	30	5	70	4	1,773	156	11.4
7 福島県	993	108	1,395	83	1,186	60	161	26	164	12	3,899	289	13.5
8 茨城県	893	107	1,179	150	1,018	86	244	53	121	21	3,455	417	8.3
9 栃木県	807	144	849	125	586	53	199	32	123	7	2,564	361	7.1
10 群馬県	626	140	1,071	85	831	86		44	93	15	2,621	370	7.1
11 埼玉県	2,329	675	2,097	197	2,109	94		50	225	42	6,760	1,058	5.9
12 千葉県	1,488	390	1,860	141	427	19	237	66	183	36	4,195	652	5.7
13 東京都	3,277	1,566	899	203	5,331	199	683	196	403	63	10,593	2,227	4.8
14 神奈川県	1,689	392	1,572	134	295	22		72	231	32	3,787	652	5.8
15 新潟県	743	106	838	107	1,031	115		11	151	16	2,763	355	7.8
16 富山県	423	92	695	36		14	80	13	64	5	1,262	160	7.9
17 石川県	506	73	1,007	50		26		14	75	9	1,588	172	9.2
18 福井県	1,043	51		41		32		23	43	4	1,086	151	7.2
19 山梨県	328	59	378	31	394	49	54	24	33	8	1,187	171	6.9
20 長野県	976	192	1,007	115	837	64		13	192	11	3,012	395	7.6
21 岐阜県	694	110	770	100	757	89	114	28	136	7	2,471	334	7.4
22 静岡県	1,218	259	1,201	139	1,771	111	293	65	184	31	4,667	605	7.7
23 愛知県	1,701	561	1,908	230	1,556	169	384	85	296	39	5,845	1,084	5.4
24 三重県	776	103	924	76	617	53		14	178	17	2,495	263	9.5
25 滋賀県	371	124	319	37	326	26	141	32	52	16	1,209	235	5.1
26 京都府	643	163	722	50	354	27		12	71	10	1,790	262	6.8
27 大阪府	2,694	764	4,024	344	1,678	125	813	150	552	63	9,761	1,446	6.8
28 兵庫県	1,567	370	1,920	144	1,278	82		13	306	19	5,071	628	8.1
29 奈良県	405	80	244	8	110	6	103	15			862	109	7.9
30 和歌山県	317	34	587	35	213	13	130	16	97	4	1,344	102	13.2
31 鳥取県	371	86	428	66	471	44	84	20	56	6	1,410	222	6.4
32 島根県	416	29	388	24	380	22	121	15	65	2	1,370	92	14.9
33 岡山県	999	149	1,261	106	1,044	59		17	202	25	3,506	356	9.8
34 広島県	1,011	84	960	23	759	25	11	2	135	2	2,876	136	13.9
35 山口県	539	69	704	39	632	40	42	8	112	7	2,029	163	12.4
36 徳島県	423	29	607	34	480	35	102	20	98	4	1,710	122	14.0
37 香川県	447	73	534	24	221	21	69	6	82	7	1,353	131	10.3
38 愛媛県	491	65	459	42	638	70	70	10	78	10	1,736	197	8.8
39 高知県	286	30	448	14	484	39	60	5	66	4	1,344	92	14.6
40 福岡県	1,040	192	965	41	1,142	18		6	192	12	3,339	269	12.4
41 佐賀県	394	39	543	34	397	26			78	2	1,412	101	14.0
42 長崎県	686	84	877	77	602	59	175	22	129	5	2,469	247	10.0
43 熊本県	921	79	813	60	914	73	92	39	198	14	2,938	265	11.1
44 大分県	546	40	533	34	986	36	101	11	63	2	2,229	123	18.1
45 宮崎県	586	105	439	51	654	63		25	84	7	1,763	251	7.0
46 鹿児島県	1,057	136	1,089	125	937	83		19	281	9	3,364	372	9.0
47 沖縄県	1,466	151	1,640	110	1,686	142		31	200	20	4,992	454	11.0
48 札幌市	508	86	384	15		5	122	14	125	7	1,139	127	9.3
49 仙台市	54	54		12				1		2	69	69	(12.4)
50 さいたま市	68	68		14						5	87	87	(5.9)
51 千葉市		77		12						1	90	90	(5.7)
52 川崎市	473	156	614	58	4	7		4	29	3	1,120	228	4.9
53 横浜市	1,862	444	2,206	134		8		28	169	18	4,237	632	6.7
54 名古屋市	507	202	1,017	57		19		25	67	14	1,591	317	5.0
55 京都市	631	146	206	32	92	11		6	49	8	978	203	4.8
56 大阪市	694	255	504	35	349	12	1	1	62	6	1,610	309	5.2
57 神戸市	459	84	612	20			1	4	78	5	1,150	113	10.2
58 広島市		58		7				2		4	71	71	(13.9)
59 北九州市	305	50	334	28					42	3	681	81	8.4
60 福岡市	502	119	395	30	29	1	98	17	53	5	1,077	172	6.3
合計	50,446	10,483	53,871	4,572	42,206	2,985	6,094	1,525	7,740	749	160,357	20,314	7.9

(注) 1 各校種別受験者数，採用者数が空欄となっているのは，次の理由による。

仙台市，千葉市及び広島市は，選考試験を宮城県，千葉県及び広島県と共同で実施するため，受験者数はそれぞれの県の欄に含まれている。また，札幌市は高等学校のみ北海道と共同で実施するため，その受験者数は北海道に含まれている。なお，さいたま市の本年度採用試験は埼玉県において実施したため，その受験者数は県の受験者数として集計されている。

福井県は，学校種別による試験区分がないため，中・高・盲聾養護学校の受験者数は，小学校に一括記入している。

上記以外の高等学校の受験者数の空欄については，高等学校の試験区分をせず，主に，中学校と一括して選考試験を実施しているか，中学校受験者から採用しているため，中学校に一括記入している。

以外の盲・聾・養護学校の空欄については，当該学校の試験区分をせず，主に小・中・高等学校の試験区分に含み，各名簿登録者から採用しているものである。採用者数が受験者数を上回っているものについても同様である。

2 競争率が()で表示されている指定都市については，それを包含する都道府県と合同で選考試験を実施しているため，それぞれの採用者数を合算して競争率を算出しており，その数値は県と同値となっている。

3 沖縄県については，前年度までに実施した採用選考試験の最終合格者のうち，当該年度でなく本年度に採用した者も採用者数に含めて集計している。なお，競争率は，16年度選考試験受験者数/16年度採用者数で算出している。

公立学校教員の受験者及び採用者の推移

区分	年度	受験者数 (A)		採用者数 (B)		競争率 (A) / (B)	
			女性(内数)		女性(内数)		女性(内数)
小学校	7	41,542	(29,905)	6,742	(4,015)	6.2	(7.4)
	8	44,546	(31,708)	5,772	(3,405)	7.7	(9.3)
	9	45,241	(31,783)	5,392	(3,150)	8.4	(10.1)
	10	45,872	(31,658)	4,542	(2,630)	10.1	(12.0)
	11	46,158	(31,316)	3,844	(2,201)	12.0	(14.2)
	12	46,156	(30,692)	3,683	(2,187)	12.5	(14.0)
	13	46,770	(30,321)	5,017	(2,941)	9.3	(10.3)
	14	49,437	(32,143)	7,787	(4,714)	6.3	(6.8)
	15	50,139	(32,878)	9,431	(5,890)	5.3	(5.6)
	16	50,446	(33,163)	10,483	(6,745)	4.8	(4.9)
中学校	7	47,486	(31,715)	5,414	(2,812)	8.8	(11.3)
	8	50,920	(33,063)	5,759	(2,915)	8.8	(11.3)
	9	53,052	(33,657)	5,676	(2,860)	9.3	(11.8)
	10	52,583	(32,230)	4,275	(2,121)	12.3	(15.2)
	11	49,542	(29,632)	3,110	(1,527)	15.9	(19.4)
	12	47,846	(28,306)	2,673	(1,290)	17.9	(21.9)
	13	44,772	(25,423)	2,790	(1,419)	16.0	(17.9)
	14	46,574	(25,754)	3,871	(1,905)	12.0	(13.5)
	15	50,057	(27,477)	4,226	(2,058)	11.8	(13.4)
	16	53,871	(29,339)	4,572	(2,232)	11.8	(13.1)
高等学校	7	37,004	(17,526)	4,232	(1,872)	8.7	(9.4)
	8	39,268	(18,620)	3,641	(1,538)	10.8	(12.1)
	9	37,663	(17,729)	3,539	(1,514)	10.6	(11.7)
	10	37,437	(17,444)	3,419	(1,465)	10.9	(11.9)
	11	37,731	(17,197)	3,181	(1,333)	11.9	(12.9)
	12	40,475	(18,026)	3,060	(1,296)	13.2	(13.9)
	13	43,246	(19,210)	3,223	(1,286)	13.4	(14.9)
	14	42,349	(17,559)	3,044	(1,195)	13.9	(14.7)
	15	42,413	(17,287)	3,051	(1,114)	13.9	(15.5)
	16	42,206	(16,634)	2,985	(1,049)	14.1	(15.9)
小 計	7	126,032	(79,146)	16,388	(8,699)	7.7	(9.1)
	8	134,734	(83,391)	15,172	(7,858)	8.9	(10.6)
	9	135,956	(83,169)	14,607	(7,524)	9.3	(11.1)
	10	135,892	(81,332)	12,236	(6,216)	11.1	(13.1)
	11	133,431	(78,145)	10,135	(5,061)	13.2	(15.4)
	12	134,477	(77,024)	9,416	(4,773)	14.3	(16.1)
	13	134,788	(74,954)	11,030	(5,646)	12.2	(13.3)
	14	138,360	(75,456)	14,702	(7,814)	9.4	(9.7)
	15	142,609	(77,642)	16,708	(9,062)	8.5	(8.6)
	16	146,523	(79,136)	18,040	(10,026)	8.1	(7.9)
盲・聾・ 養護学校	7	3,783	(2,629)	1,213	(768)	3.1	(3.4)
	8	4,114	(2,865)	1,337	(804)	3.1	(3.6)
	9	4,270	(2,979)	1,350	(787)	3.2	(3.8)
	10	4,728	(3,194)	1,358	(785)	3.5	(4.1)
	11	4,870	(3,336)	1,175	(723)	4.1	(4.6)
	12	5,733	(3,845)	1,101	(696)	5.2	(5.5)
	13	5,911	(3,954)	1,076	(676)	5.5	(5.8)
	14	5,617	(3,831)	1,278	(791)	4.4	(4.8)
	15	5,703	(3,908)	1,399	(890)	4.1	(4.4)
	16	6,094	(4,191)	1,525	(984)	4.0	(4.3)
養護教諭	7	6,736	(6,730)	806	(806)	8.4	(8.3)
	8	6,833	(6,831)	768	(768)	8.9	(8.9)
	9	6,706	(6,692)	656	(656)	10.2	(10.2)
	10	6,922	(6,908)	584	(584)	11.9	(11.8)
	11	6,766	(6,746)	477	(477)	14.2	(14.1)
	12	6,888	(6,863)	504	(504)	13.7	(13.6)
	13	6,726	(6,691)	500	(500)	13.5	(13.4)
	14	7,000	(6,970)	708	(707)	9.9	(9.9)
	15	7,312	(7,258)	694	(694)	10.5	(10.5)
	16	7,740	(7,671)	749	(748)	10.3	(10.3)
総 計	7	136,551	(88,505)	18,407	(10,273)	7.4	(8.6)
	8	145,681	(93,087)	17,277	(9,430)	8.4	(9.9)
	9	146,932	(92,840)	16,613	(8,967)	8.8	(10.4)
	10	147,542	(91,434)	14,178	(7,585)	10.4	(12.1)
	11	145,067	(88,227)	11,787	(6,261)	12.3	(14.1)
	12	147,098	(87,732)	11,021	(5,973)	13.3	(14.7)
	13	147,425	(85,599)	12,606	(6,822)	11.7	(12.5)
	14	150,977	(86,257)	16,688	(9,312)	9.0	(9.3)
	15	155,624	(88,808)	18,801	(10,646)	8.3	(8.3)
	16	160,357	(90,998)	20,314	(11,758)	7.9	(7.7)

(注) ()内は内数で女性を示す。

受験者，採用者の学歴別内訳

区 分		小学校	中学校	高等学校	盲・聾・養護学校	養護教諭	計
受 験 者 数 (人)	教員養成 大学・学部	21,185 (42.0%)	9,094 (16.9%)	3,851 (9.1%)	1,934 (31.7%)	1,487 (19.2%)	37,551 (23.4%)
	一般大学	22,625 (44.8%)	36,779 (68.3%)	31,608 (74.9%)	3,335 (54.7%)	2,188 (28.3%)	96,535 (60.2%)
	短期大学	3,964 (7.9%)	3,262 (6.1%)	79 (0.2%)	256 (4.2%)	3,925 (50.7%)	11,486 (7.2%)
	大学院	2,672 (5.3%)	4,736 (8.8%)	6,668 (15.8%)	569 (9.3%)	140 (1.8%)	14,785 (9.2%)
	計	50,446 (100.0%)	53,871 (100.0%)	42,206 (100.0%)	6,094 (100.0%)	7,740 (100.0%)	160,357 (100.0%)
採 用 者 数 (人)	教員養成 大学・学部	4,956 (47.3%)	1,496 (32.7%)	386 (12.9%)	571 (37.4%)	260 (34.7%)	7,669 (37.8%)
	一般大学	4,586 (43.7%)	2,530 (55.3%)	1,932 (64.7%)	706 (46.3%)	265 (35.4%)	10,019 (49.3%)
	短期大学	317 (3.0%)	40 (0.9%)	38 (1.3%)	49 (3.2%)	208 (27.8%)	652 (3.2%)
	大学院	624 (6.0%)	506 (11.1%)	629 (21.1%)	199 (13.0%)	16 (2.1%)	1,974 (9.7%)
	計	10,483 (100.0%)	4,572 (100.0%)	2,985 (100.0%)	1,525 (100.0%)	749 (100.0%)	20,314 (100.0%)
採 用 率 (%)	教員養成 大学・学部	23.4%	16.5%	10.0%	29.5%	17.5%	20.4%
	一般大学	20.3%	6.9%	6.1%	21.2%	12.1%	10.4%
	短期大学	8.0%	1.2%	48.1%	19.1%	5.3%	5.7%
	大学院	23.4%	10.7%	9.4%	35.0%	11.4%	13.4%
	計	20.8%	8.5%	7.1%	25.0%	9.7%	12.7%

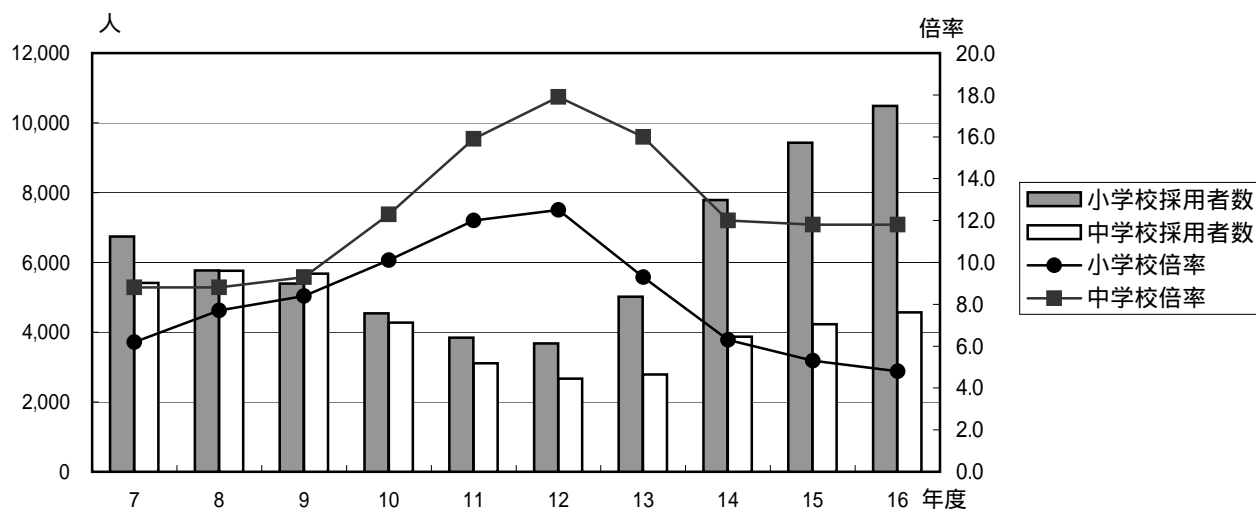
(注) 1 「教員養成大学・学部」とは，国立の教員養成大学・学部出身者をいう。短期大学には，指定教員養成機関を含む。

2 ()内は構成比(%)を示す。

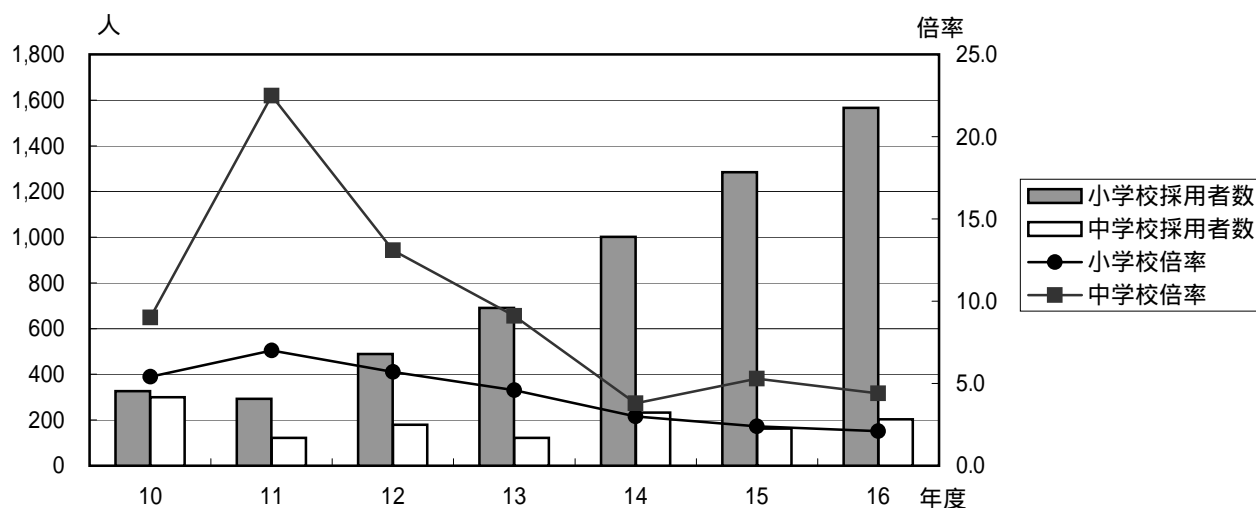
3 採用率(%) = 採用者数 / 受験者数

公立小中学校教員採用者数及び倍率の推移

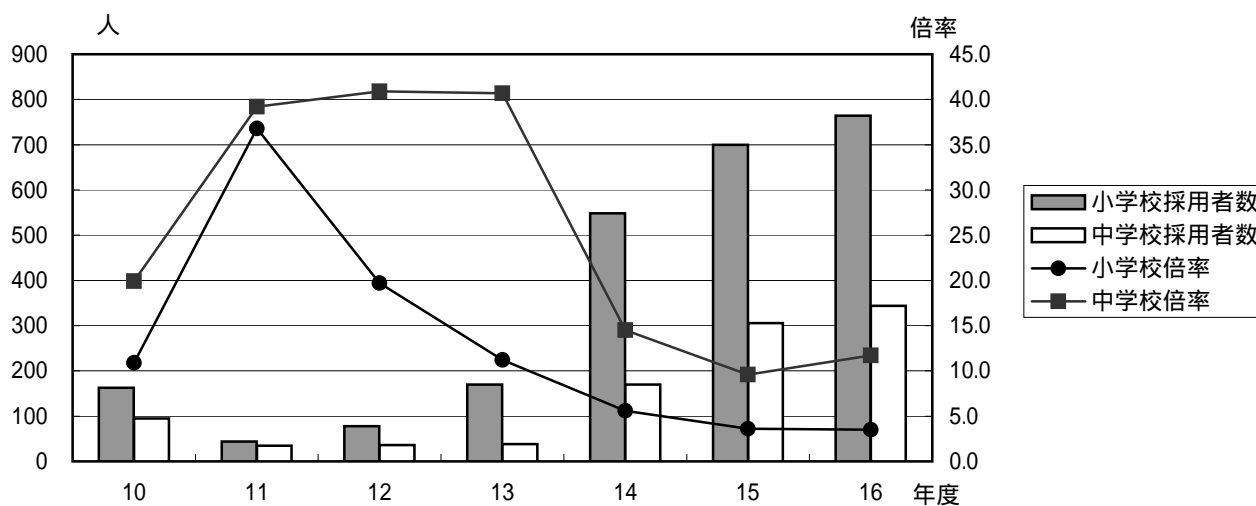
公立小中学校教員採用者数及び倍率の推移(全国)



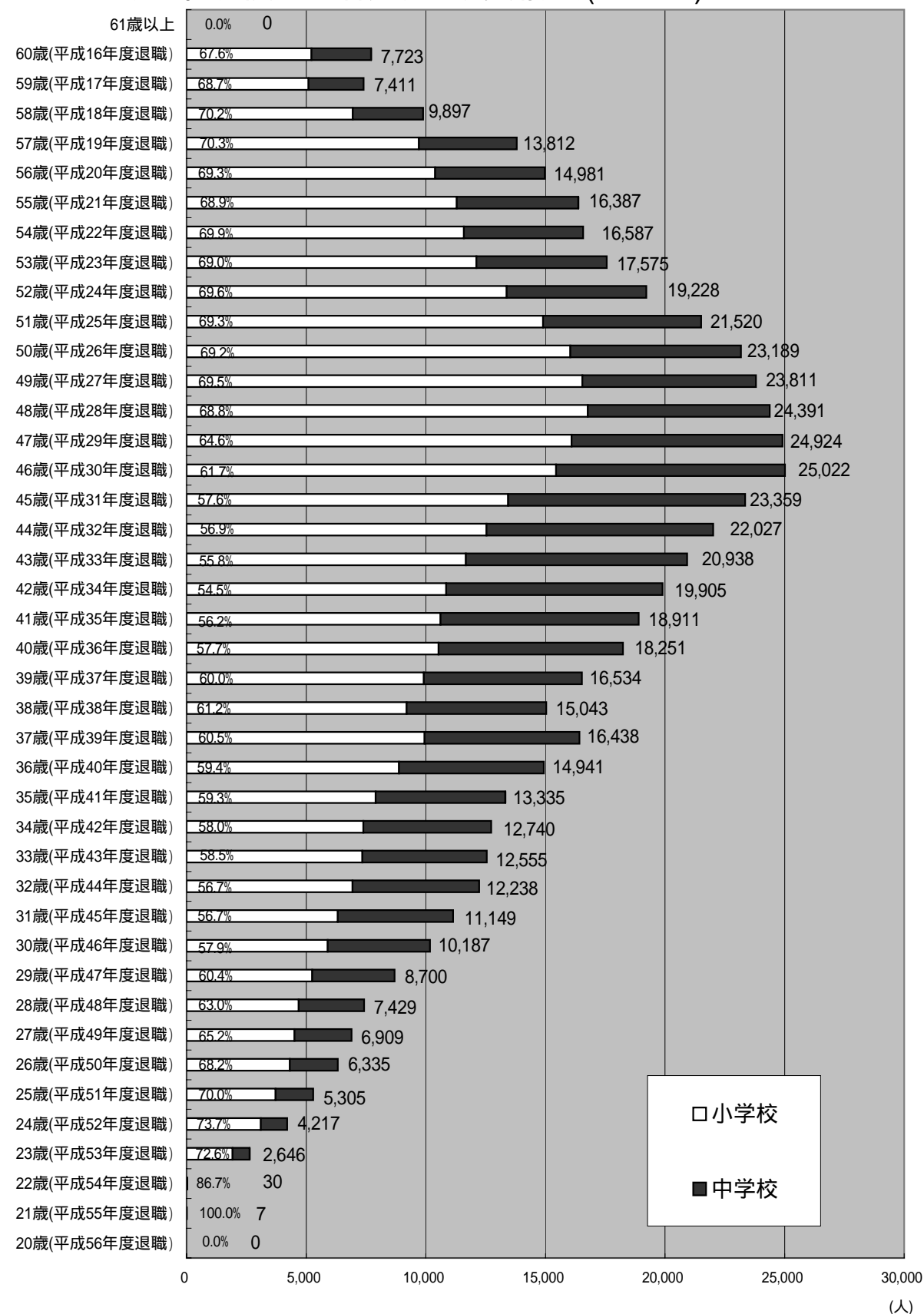
公立小中学校教員採用者数及び倍率の推移(東京都)



公立小中学校教員採用者数及び倍率の推移(大阪府)



8. 公立小・中学校の年齢別の教員構成(17.3.31)



【文部科学省初等中等教育局調べ】

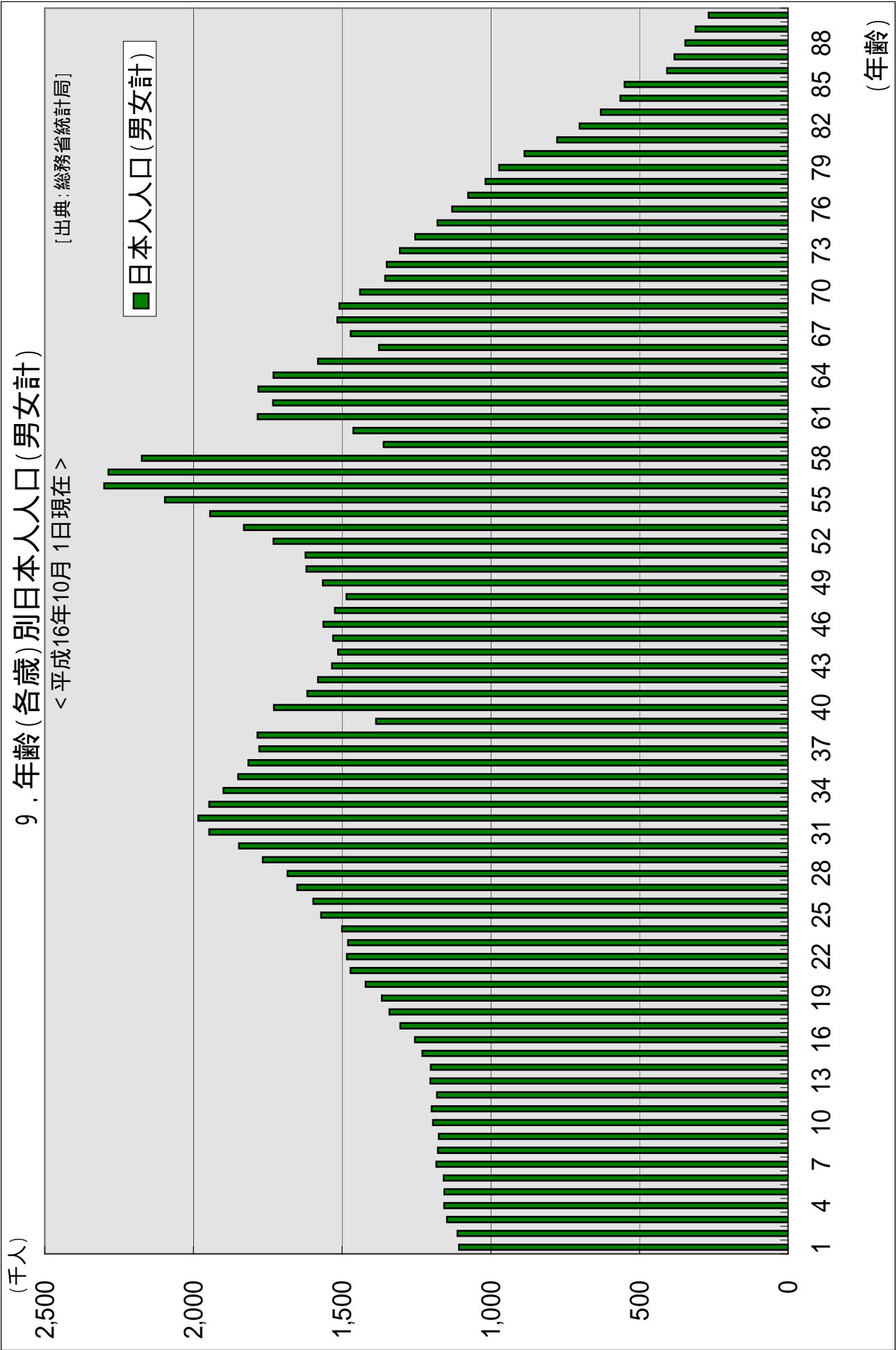
合計 566,587人 43.8歳
 小学校 358,514人 44.3歳
 中学校 208,073人 43.1歳

9. 年齢(各歳)別日本人人口(男女計)

< 平成16年10月1日現在 >

[出典: 総務省統計局]

■ 日本人人口(男女計)



10.平成16年度において学級編制の弾力化を実施する都道府県の状況

特定の学年などについて少人数学級を実施する例〔42道府県〕

〔文部科学省初等中等教育局調べ〕

都道府県	校種	学年	概要
北海道	小	1年	学年2学級以上で、1学級の平均児童数が35人を超える学校で35人以下学級(市町村教委からの要望)
青森県	小	1・2年	学年2学級以上の学校で33人以下学級
岩手県	小中	全学年	研究指定校において少人数学級を実施
宮城県	小	1・2年	35人以下学級
秋田県	小	1・2年	学年2学級以上の学校で30人程度学級
山形県	小	1～6年	学年児童数67人以上、学年2学級以上の学校で21～33人学級(市町村教委からの要望)
福島県	小	1・2年	30人以下学級
茨城県	小	1・2年	児童数35人を超える学級を3学級以上有する学校で35人以下学級
栃木県	中	1年	35人以下学級
群馬県	小	1年	児童数等の諸条件を考慮した30人以下学級
埼玉県	小	1・2年	児童生徒の実態を考慮した少人数学級(市町村教委からの要望)
千葉県	小	1・2年	38人以下学級
神奈川県	小	1年	研究指定校による35人以下学級(市町村教委からの要望)
	中	全学年	児童生徒の実態を考慮した少人数学級(市町村教委からの要望)
新潟県	小	1・2年	32人以下学級(市町村教委からの要望)
	中	全学年	児童生徒の実態を考慮した少人数学級(市町村教委からの要望)
富山県	小	1年	35人以下の学級
	小	6年	39人以下学級
福井県	中	1年	37人以下学級
		2・3年	39人以下学級
山梨県	小	1年	学年2学級以上で、1学級の平均児童数が30人を超える学校で30人以下学級(市町村教委からの要望)
長野県	小	1～3年	35人以下学級
		4～6年	35人以下学級(市町村教委からの要望)
静岡県	中	1年	学年3学級以上で、1学級の平均生徒数が35人を超える学校で35人以下学級(市町村教委からの要望)
愛知県	小	1年	研究指定校において35人以下学級
	小中	全学年	児童生徒の実態を考慮した少人数学級(市町村教委からの要望)
三重県	小	1・2年	学年児童数73～80人、及び97人以上の学校で30人以下学級
	小中	全学年	児童生徒の実態を考慮した少人数学級(市町村教委からの要望)
滋賀県	小	1年	35人以下学級
京都府	小中	全学年	児童生徒の実態を考慮した少人数学級(市町村教委からの要望)
	小	1年	38人以下学級
大阪府	小中	全学年	1学級当たり児童生徒数が35人を超える特定の学年で個別の実情を考慮した少人数学級(市町村教委からの要望)
兵庫県	小	1年	研究指定校において35人以下学級(市町村教委からの要望)
	小中	小1年以外	学級編制の弾力化による少人数教育を実践する研究指定校で実施
奈良県	小	1～3年	研究指定校において少人数学級を実施
和歌山県	小	1・2年	研究指定校において学年3学級以上の学校で35人以下学級、学年2学級の学校で38人以下学級
	中	1年	研究指定校において35人以下学級
鳥取県	小	1・2年	30人以下学級(市町村教委からの要望)
	中	1年	36人以上の学級を対象に30人以下学級(市町村教委からの要望)
島根県	小	1・2年	1学級当たり児童数が31人以上の学校で30人以下学級(市町村教委からの要望)
岡山県	中	1年	学年3学級以上の学校で35人以下学級(市町村教委からの要望)
		2年	学年5学級以上の学校で35人以下学級(市町村教委からの要望)
広島県	小	1・2年	学年3学級以上の学校で35人以下学級
山口県	中	全学年	35人以下学級(中2・3年生は市町村教委からの要望)
徳島県	小	1・2年	35人以下学級(2年生については、学年2学級以上の学校が対象)
愛媛県	小	1年	35人以下学級
	中	2・3年	児童数が概ね各学年100人を超える学校で、必要性を考慮した35人以下学級
	中	全学年	生徒数が概ね各学年200人を超える学校で、必要性を考慮した35人以下学級
高知県	小	1・2年	研究指定校において少人数学級を実施
	中	1年	
福岡県	小	1・2年	1学級当たり児童数が平均で35人を超える学年で研究指定校において少人数学級を実施(市町村教委からの要望)
長崎県	小	1年	36人以上の学級を3学級以上有する学校で研究指定校において少人数学級を実施(市町村教委からの要望)
熊本県	小	1・2年	35人以下学級
大分県	小	1年	30人以下学級(20人下限)
宮崎県	小	1・2年	学年児童数が31～35人を除いた学校で30人以下学級
鹿児島県	小	1・2年	児童数36人以上の学級を2学級以上有する学校で35人以下学級
	中	1年	生徒数36人以上の学級を2学級以上有する学校で研究指定校において35人以下学級
沖縄県	小	1・2年	児童数36人以上の学級を3学級以上有する学校で必要性を考慮した35人以下学級

【参考】上記都道府県の実施例以外の取組みの例(構造改革特区における市町村費負担教職員任用事業)

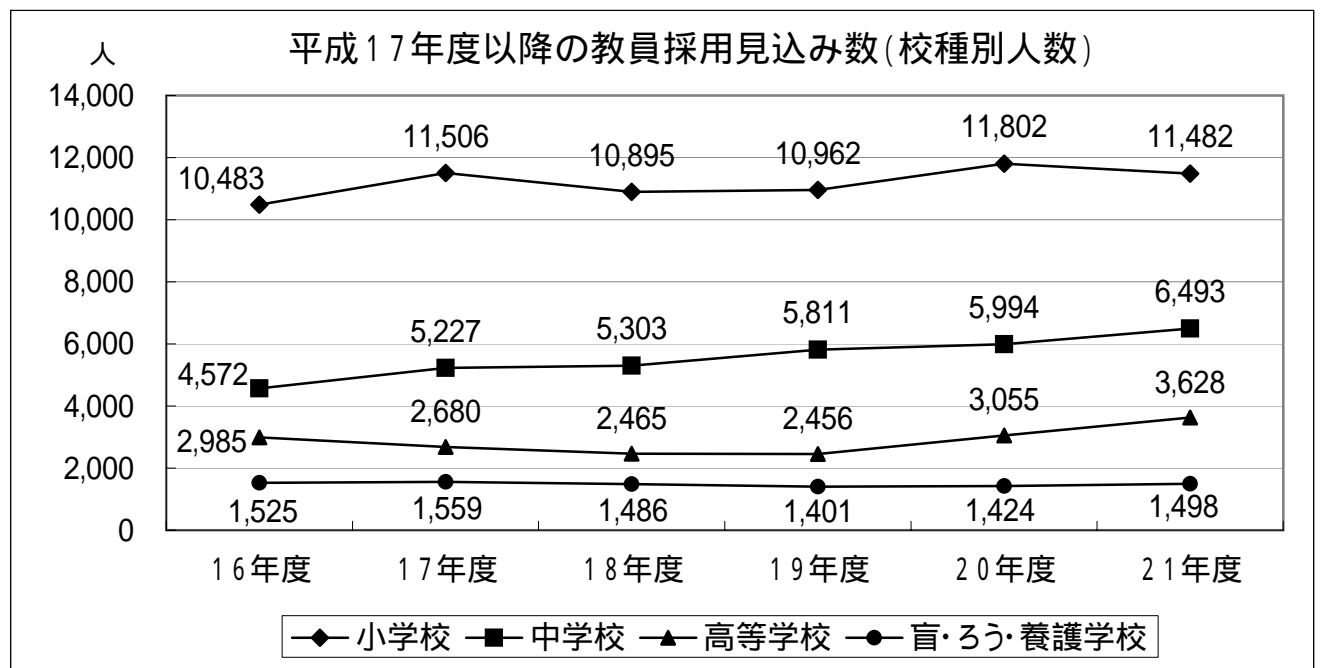
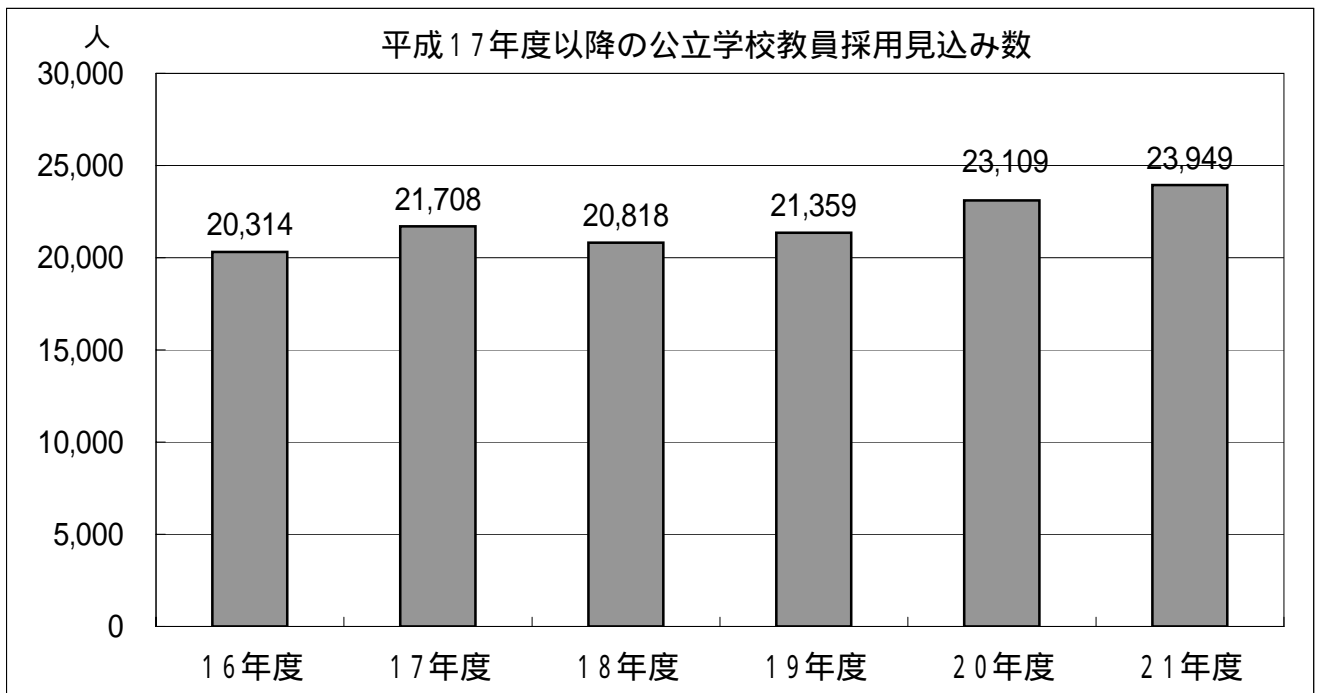
京都市:小学校の第1・2学年において、35人以下学級を実施 など、

全国18市町村(平成16年度)で少人数学級、複式学級の解消、不登校対策等のための教職員を市町村費で任用。

11. 平成17年度以降の公立学校教員採用見込み数

(平成16年度：文部科学省初等中等教育局調べ)

	小学校	中学校	高等学校	盲・ろう・ 養護学校	養護教諭	計	備考
16年度	10,483	4,572	2,985	1,525	749	20,314	6月1日までの採用実績数
17年度	11,506	5,227	2,680	1,559	736	21,708	見込数(16年度調査)
18年度	10,895	5,303	2,465	1,486	669	20,818	
19年度	10,962	5,811	2,456	1,401	729	21,359	
20年度	11,802	5,994	3,055	1,424	834	23,109	
21年度	11,482	6,493	3,628	1,498	848	23,949	



【参考】

教員養成系学部等の入学定員の在り方に関する 調査研究協力者会議について

平成17年2月10日
高等教育局長決定

1. 目的

平成17年1月28日の中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」においては、平成14年8月の中央教育審議会答申「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」に基づいて、平成15年度以降基本的には撤廃された大学・学部等の設置に関する抑制方針の例外として残されている医師，歯科医師，獣医師，教員及び船舶職員の5分野の取扱いに関し、「人材需給見通し等の政策的要請を十分に見極めながら，抑制の必要性，程度や具体的方策について，必要に応じて個別に検討する必要がある」とされたところである。

この答申を踏まえ、抑制方針の対象とされている5分野のうち教員に係る抑制の在り方に関し、各般の関係者による検討を行う。

2. 検討事項

「教員養成」分野に係る定員の抑制の取扱いに関し

- (1) 今後の方針の方向性について
- (2) その他必要な事項について

3. 実施方法

別紙の有識者の協力を得て、上記2に掲げる事項について検討を行う。

4. 実施期間

本会議の実施期間は、平成17年2月10日から平成17年3月31日までとする。

5. その他

本会議に関する庶務は、高等教育局専門教育課で処理する。

(別紙)

(敬称略)

大 路 正 浩 千葉県教育委員会教育次長

小 原 芳 明 玉川大学長

門 川 大 作 京都市教育委員会教育長

清 田 善 樹 岐阜聖徳学園大学教育学部長

児 玉 隆 夫 元大阪市立大学長

舘 昭 桜美林大学大学院国際学研究科教授

林 勇二郎 金沢大学長

(主査) 村 山 紀 昭 北海道教育大学長

(五十音順)

計 8 名

